

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務等仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務の場所

鳥取市尚徳町 101 番地 鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館

(4) 業務の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 公告の日

平成 31 年 1 月 30 日

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がアからオまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

エ 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

オ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、アからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であること。

ア 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号

イ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 8 号

ウ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号

エ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 7 号

(5) 支店、営業所、出張所又は技術上の支援拠点が鳥取市内にある事業者。

(6) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

(8) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

4 契約をする者

鳥取県鳥取市尚徳町 101
鳥取県
鳥取県立図書館長 網浜 聖子

5 契約担当部局

鳥取県立図書館

6 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第 1 号)
- ・質問書 (様式第 2 号)
- ・入札書 (様式第 3 号)
- ・委任状 (様式第 4 号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第 5 号)

7 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町 101 番地
鳥取県立図書館・総務課
電話 0857-26-8155

(2) 入札説明書等の交付方法

平成 31 年 1 月 30 日 (水) から同年 2 月 13 日 (水) までの間にインターネットのホームページ鳥取県立図書館 (<http://www.library.pref.tottori.jp>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付場所

平成 31 年 1 月 30 日 (水) から同年 2 月 13 日 (水) までの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間の最終日は、午前 9 時から正午までとする。

(2 月 12 日 (火) から 2 月 22 日 (金) まで鳥取県立図書館は臨時休館のため、休館中は駐車場側職員通用口から入ること。)

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 平成 31 年 2 月 27 日 (水) 午前 10 時 30 分
即時開札

イ 場所

鳥取県立図書館 大研修室

8 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書 (様式第 2 号) を作成し、ファクシミリにより本件公告の 4 の (1) の場所に平成 31 年 2 月 5 日 (火) 正午までに提出することとし、原則として訪問、電子メール及び電話による質問は受け付けないものとする。

なお、質問書をファクシミリで送信した者は、その旨を、本件公告の 4 の (1) に電話連絡するものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、平成31年2月7日(木)にインターネットのホームページ(鳥取県立図書館のホームページ(<http://www.library.pref.tottori.jp>))により、まとめて閲覧に供する。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、10の事前提出物を作成の上、平成31年2月13日(水)午後5時までに本件公告の4の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、郵送により提出する場合は、平成31年2月13日(水)午後5時までに必着とする。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

10 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 建築物衛生法第12条の2第1項の規定により、アからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であることを証明する(ア)から(ウ)の書類

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第2号又は第8号

ウ 建築物衛生法第12条の2第1項第5号

エ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(ア) それぞれの登録証明書の写し

(イ) それぞれの監督者(実施者)の氏名を記載した書面((ア)の登録を行った際に登録申請書(登録申請書提出後にそれぞれの監督者(実施者)に変更があった場合は変更届出書)に添付した監督者名簿の写し等)

(ウ) (イ)の書類に記載された監督者(実施者)の資格を証する書類(建築物衛生法第12条の2第1項第8号の監督者(実施者)においては、清掃作業・空気環境測定の監督者(実施者)に限る。)

(3) 会社概要書(次の内容が記載された書面)

・会社案内

(設立年月日、資本金、本店・支店・営業所の所在地、従業員数(常勤・臨時の別)、経歴(沿革))

・業務内容(営業種目)

・営業に関する許可、認可、登録等

・清掃業務に関する資格者名簿(建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士等)

・契約実績(平成25年4月1日以降受託した主な清掃業務)

(契約の相手方、清掃業務を受託した建物の名称・所在地・延べ床面積、清掃期間、契約金額)

(4) 清掃業務実施体制

(予定作業責任者名(住所、年齢、性別、経験年数、清掃業務に関する資格)、作業従事者数(常勤・臨時の別)、業務実施組織図)

(5) 緊急時連絡体制図

11 入札の資格審査について

(1) 入札参加者への通知

9の(1)により提出のあった書類を審査の上、適格者か否かを確認し、その結果を平成31年2月18日(月)までに通知する。

(2) (1)の審査により適格者でないと通知された者は、鳥取県立図書館長に対し、その理由について、平成31年2月20日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立図書館長は、説明を求めた者に対し平成31年2月22

日（金）までに書面により回答する。

12 入札について

- (1) 入札は、紙入札によるものとし、入札書は所定の様式（様式第3号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。なお、平成31年10月1日から消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間の役務の提供に相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの期間の役務の提供に相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令改正により、消費税率引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。
- (3) 入札書に記載する金額は、履行期間の平成31年4月1日から平成32年3月31日までの総額を見積もった額とすること。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を7の（1）の場所に提出しなければならない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書及の宛名は「鳥取県立図書館長 網浜 聖子」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。（初度入札と併せて3回とする。）
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 適格者でない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第4号）を本件公告の4の（1）の場所に提出していない代理人が行った入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者の入札
- (6) 本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札

- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札価格の金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 入札価格の金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (12) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (13) 入札書を鉛筆で記載した入札

15 最低制限価格について

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号鳥取県教育委員会教育長通知）を準用し、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

16 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

17 契約書作成の要否

要

18 手続における交渉の有無

無

19 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
 - なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
 - また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤

- を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が委託する日の属する月の支払い月額額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせるものとする。
 - エ 再委託をした場合は、施設管理担当者に報告するとともにそれを証する書類を提出すること。
- (6) 13 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた場合、直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 5 号) を、7 の (1) の場所に提出すること。
- (7) 受注者は、清掃業務に従事する従業員の安定就労確保の観点から、従前から鳥取県立図書館の清掃に従事する従業員の再雇用について、可能な限り配慮すること。